

## いわゆる共謀罪を含む組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める会長声明

いわゆる共謀罪の創設を含む組織犯罪処罰法改正案（以下、「本法案」という。）が、平成29年5月23日、衆議院で可決され、同年5月29日、参議院での審議が始まった。

当会は、本法案が、国家権力によって市民の生活や活動が一般的網羅的に監視される監視社会化を招き、国民の人権や自由を侵害するおそれが強いものであると考え、本法案の制定に反対してきた。

そして、衆議院法務委員会における審議においても、本法案の処罰範囲が不明確であることや立法の必要性がないことが明らかになった。

すなわち、本法案が定める「準備行為」は、その行為自体が犯罪結果発生の危険性を有する行為である必要はなく、計画にもとづく行為が外部に現れれば、その要件を満たすと言われていて、例えば、銀行のATMで預金を引き出す行為も「準備行為」にあたる可能性がある。

また、本法案が犯罪主体として定める「組織的犯罪集団」には、テロ組織、暴力団に限られず、一般の市民団体等も含まれる可能性がある。

さらに、政府は、本法案をテロ等準備罪と呼び、国際的な組織犯罪の防止に関する

国際連合条約を批准するために、共謀罪を創設する必要があると説明しているが、わが国には、組織犯罪集団の関与が考えられる主要な犯罪について「予備」、「陰謀」、「準備」の段階を処罰する立法が既に存在する。また、本法案が、対象犯罪としている277の犯罪には、組織犯罪やテロ犯罪とは無関係な犯罪も含まれている。

よって、当会は、あらためて、本法案を国会において廃案とすることを強く求める。

以上

平成29年6月5日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大